

岡崎市業務委託発注基準（建設コンサルタント等業務以外の業務委託）

令和7年3月
入札参加者審査委員会

1 趣旨

岡崎市（以下、「本市」という。）の業務委託に係る発注において、市内事業者の入札参加機会の拡大と競争性の確保を図ると同時に、公平・公正な入札の実施と入札事務の標準化及び簡略化のため、岡崎市業務委託発注基準（建設コンサルタント等業務以外の業務委託）（以下「本基準」という。）を定める。

2 業務委託の分類

業務委託は、次の2種類に分類する。本基準は、(2)について定めたものである。(1)については、別で定める。

(1) 建設コンサルタント等業務

工事に係る設計業務、測量業務、地質調査業務等をいう。

(2) (1)以外の業務委託

建設コンサルタント等業務以外の業務委託をいう。

3 発注方式

本基準で取り扱う発注方式は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

入札条件を付して入札を執行する、条件付き一般競争入札を指す。入札に参加できる事業者は、岡崎市入札参加資格者名簿に登載されている必要がある。

(2) 指名競争入札

入札参加者を岡崎市入札参加資格者名簿に登載された事業者から指名して入札を執行する。

(3) 随意契約

随意契約は、別で定める随意契約ガイドラインに則って運用する。

4 地区区分について

本市の地区区分は、各事業者の本店等の所在地により、市内、準市内、市外の3種類に区分される。本市は、地元企業優先調達条例の趣旨に則り、業務実施に係る技術的な問題がなく、入札の競争性等が確保できる場合については、市内の事業者を優先した入札を実施する。

ただし、これは本市の発注において、準市内、市外の事業者の排除を意図したものではなく、各案件の特性等に応じて、個々に判断する。

なお、市内事業者の優先とは、市内事業者の入札参加の機会の確保のことを指し、入札結果を確保する運用ではないため、留意する。

5 業務委託の発注

(1) 基本的な考え

本市の業務委託は、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約により発注している。業務委託は、その実施する内容が多種多様であることに加えて、各業種に登録する地区区分ごとの事

業者数や、各事業者の実施できる業務規模が様々である。よって、法令に基づき、個々の業務特性と競争性を鑑みながら、地区区分と入札方式を選択する。

(2) 一般競争入札

ア 地区区別の設定

(ア) 市内のみ

入札に参加可能な市内事業者が多数（20者程度）存在し、業務内容が定型・定量的な案件については、原則、地域区分を市内とした一般競争入札を実施する。

例：樹木の年間管理業務

(イ) 市内から準市内・市外に拡大

入札に参加可能な市内事業者が少数の業種で、業務内容が定型・定量的であり、業務規模の大きい案件は、案件ごとに入札に参加可能な事業者数を鑑みながら、地区区分を準市内、市外に拡大して一般競争入札を実施する。

例：業務規模の大きい庁舎清掃・病院清掃

イ 地区区分の特例

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条の規定が適用される調達案件の場合は、同政令に定める「欧州連合等の供給者」に限り、一般競争入札の入札参加者の地区区分の制限を受けない。

ウ 入札条件（履行実績）

一般競争入札にあたり、履行実績を付する場合は、官公庁（国、地方自治体、独立行政法人、公社又は事業団等）又は民間企業を発注者とするもので、実施内容等を勘案して定める。対象期間は最長10年とする。履行実績については、業務の特性等に加えて、競争性の確保も鑑みて設定する。

エ 入札条件（技術者等の資格）

業務の特性に応じて、業務に携わる技術者や従事者の資格要件を入札条件に付することができる。ただし、特殊な技能が必要な業務で、技術者の資格要件により入札参加可能業者が少数になると見込まれる場合は、指名競争入札を選択することも考慮する。

オ 入札条件（その他）

業務の特性に応じて、入札参加者又は業務に携わる技術者に対して入札条件を付与することができる。ただし、入札に際して、客観的に審査ができる内容に限る。

(3) 指名競争入札（電子入札）

ア 実施条件

指名競争入札は、次の条件を勘案して実施する。

(ア) 業務の性質等により、実施可能な業者数が少ない業務

(イ) 入札参加可能事業者に市内事業者が含まれる場合（「樹木の年間管理業務」を除く）

(ウ) 重要情報（例：特定個人情報等）の取扱い等の理由により、公告による一般競争入札がなじまない業務

イ 準市内・市外事業者の指名

市内の入札参加可能業者数が、岡崎市競争入札参加者選定要領第7条で定める数より少なく、かつ、業務内容等により、準市内、市外の事業者であっても実施できる業務の場合は、準市内、市外の事業者の順に地区区分を拡大して指名し、選定数を満たすものとする。

また、業務の性質から、市内に実施可能な事業者が存在せず、市外（又は準市内）の事業者のみを指名業者として選定する場合であっても、仕様等の見直し等により市内事業者が指名競争入札に参加が可能かを検討する必要がある。

ウ 指名業者の選定と発注タイミング

指名業者の選定にあたって、過去に実施した入札の実績だけで、再度、同じ事業者を安易に指名することなく、状況に応じて、事業者の適切な入替を実施する。

また、発注課において、電子入札を契約課に依頼するにあたっては、指名する各事業者（特に市内の事業者）の受注できる許容量を考慮し、同様の業務の発注を、期間内で均等に（発注の平準化）ことに努める。

例：発注課の所管する施設A、B、Cの点検業務を同じ入札日で発注していたが、3つの入札日に分散する等

エ 同格の事業者の指名

業務内容から求められる要件が同格の事業者が複数存在し、指名競争入札の選定数を超える場合、次の要件も比較勘案して、指名業者を選定する。

- (ア) 市内に本店がある。
- (イ) 障がい者雇用の割合が高い。
- (ウ) 当該業務の事前調査・試験等に協力している。

(4) 指名競争入札（各課紙入札）

ア 配慮する条件

各課による指名競争入札は、次の条件に配慮して、実施する。

- (ア) 入札参加可能な事業者は市内から選定する。ただし、当該業務を実施できる事業者が市内に存在しない場合を除く。
- (イ) 指名業者の選定にあたって、市内の事業者を、1者以上選定する。ただし、当該業務を実施できる事業者が市内に存在しない場合を除く。

イ 指名業者の選定

指名業者の選定にあたっては、過去に実施した入札の実績だけで、再度、同じ事業者を安易に指名することなく、状況に応じて、事業者の適切な入替を実施する。

6 本基準の適用

本基準は、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札に適用する。

清掃業務委託に係る発注基準について

1 庁舎清掃（病院清掃以外）

(1) 入札方式

指名競争入札（ただし、入札に参加可能な市内事業者がない場合は原則一般競争入札）

(2) 指名競争入札の参加者の指名基準

指名業者の選定に当たっては、次のアからウを勘案し適当な事業者を選定すること。

ア 5年以内^{*}に建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者。ただし、設計金額が1,000万円未満の場合など、業務の規模、難易度等を考慮し、当該基準を満たさない者でも適切な履行が可能と考えられる場合は、この限りでない。

※ 当該入札の開札日が属する年度の、5年前の年度の4月1日から、業務履行開始月の前月末日までとし、履行実績に係る契約日又は業務履行開始日が、当該期間よりも前であることを妨げない。

イ 次の資格要件を満たす者を管理技術者として配置できる者。ただし、契約に当たって財務部行政経営課の指定する仕様書の様式を使用しない場合は、この限りでない。

延べ床面積	資格要件
1,000㎡未満	「清掃作業監督者」、「建築物環境衛生管理技術者」、「1級又は2級ビルクリーニング技能士」、「3級ビルクリーニング技能士取得後2年以上の経験」又は「経験3年以上」のうち、1つ以上を満たす者
1,000㎡以上	「清掃作業監督者」、「建築物環境衛生管理技術者」、「1級ビルクリーニング技能士」又は「経験6年以上」のうち、1つ以上を満たす者

ウ 岡崎市競争入札参加者選定要領第7条第1項に定める選定数を、市内事業者のみで満たすことができる場合であっても、発注する清掃業務の対象施設の清掃の委託を、準市内又は市外事業者が現に請け負っている場合など、真にやむを得ない場合は、当該準市内又は市外事業者を指名することを妨げない。

(3) 一般競争入札の入札参加に必要な条件

ア 入札参加に必要な履行実績

延べ床面積	地区区分	参加条件
1,000㎡未満	市内・特例 ^{※3}	・5年以内 ^{※1} に建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者 ただし、設計金額1,000万円未満の案件は、履行実績を求めない。
	準市内・市外	・5年以内 ^{※1} に当該施設の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者
～5,000㎡未満	市内・特例 ^{※3}	・5年以内 ^{※1} に建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者 ただし、設計金額1,000万円未満の案件は、履行実績を求めない。

	準市内	・ 5年以内 ^{※1} に建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者
	市外	・ 5年以内 ^{※1} に当該施設の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者
～10,000㎡未満	市内・特例 ^{※3}	・ 5年以内 ^{※1} に1,000㎡以上の延べ床面積を有する建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者
	準市内	・ 5年以内 ^{※1} に2,500㎡以上の延べ床面積を有する建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者
	市外	・ 5年以内 ^{※1} に当該施設の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者
10,000㎡以上	市内・特例 ^{※3}	・ 5年以内 ^{※1} に（A ^{※2} の4分の1）㎡以上の延べ床面積を有する建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者
	準市内・市外	・ 5年以内 ^{※1} に（A ^{※2} の2分の1）㎡以上の延べ床面積を有する建築物の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者

※1 当該入札の開札日が属する年度の、5年前の年度の4月1日から、業務履行開始月の前月末日までとし、履行実績に係る契約日又は業務履行開始日が、当該期間よりも前であることを妨げない。ただし、入札案件の内容等によっては、この限りでない。

※2 Aは、対象施設の延べ床面積を設定（算出後の面積は100㎡未満切り捨て）

※3 「特例」は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に定める「欧州連合等の供給者」のことを意味する。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条の適用を受ける業務に限る。）

※4 発注単位で対象施設が複数ある場合、延べ床面積を合算して判断する。

※5 履行実績は元請としての1つの契約の実績とし、官公庁又は民間事業者の発注した契約か否かを問わない。

※6 当該発注基準を変更して入札に付す場合は、入札参加者審査委員会の承認を得るものとする。

イ 管理技術者に求める資格

延べ床面積	資格要件
1,000㎡未満	「清掃作業監督者」、「建築物環境衛生管理技術者」、「1級又は2級ビルクリーニング技能士」、「3級ビルクリーニング技能士取得後2年以上の経験」又は「経験3年以上」のうち、1つ以上を満たす者
1,000㎡以上	「清掃作業監督者」、「建築物環境衛生管理技術者」、「1級ビルクリーニング技能士」又は「経験6年以上」のうち、1つ以上を満たす者

2 病院清掃

(1) 入札方式

一般競争入札

(2) 入札参加に必要な履行実績

施設名	地区区分	参加条件
岡崎市民病院	市内・準市内・市外・特例 ^{※2}	・5年以内 ^{※1} に入院病棟を有する病院の清掃業務に係る履行実績（履行期間：継続して1年以上）を有する者

- ※1 当該入札の開札日が属する年度の、5年前の年度の4月1日から、業務履行開始月の前月末日までとし、履行実績に係る契約日又は業務履行開始日が、当該期間前であることを妨げない。ただし、入札案件の内容等によっては、この限りでない。
- ※2 「特例」は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令に定める「欧州連合等の供給者」のことを意味する。（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条の適用を受ける業務に限る。）
- ※3 履行実績は元請としての1つの契約の実績とし、官公庁又は民間事業者の発注した契約か否かを問わない。
- ※4 当該発注基準を変更して入札に付す場合は、入札参加者審査委員会の承認を得るものとする。

(3) 管理技術者に求める資格

施設名	資格要件
岡崎市民病院	「清掃作業監督者」、「建築物環境衛生管理技術者」、「1級ビルクリーニング技能士」及び「経験6年以上」のうち、1つ以上を満たす者

(4) その他の条件

次のア及びイの条件を全て満たすこと。

- ア 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する、「院内清掃業務の医療関連サービスマーク」を有すること。
- イ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する「プライバシーマーク」又は一般財団法人日本品質保証機構が認定する「ISO27001」を有すること。

草地・樹木管理業務委託に係る発注基準について

一般競争入札の参加に必要な条件

入札参加者	地区区分	市内	
配置予定管理技術者	資格要件	アからウのいずれかの資格を有している者であること。	
		ア	技術検定合格者（1級又は2級）造園施工管理技士
		イ	技術士2次試験合格者 建設部門又は森林部門（「林業・林産」又は「森林土木」）
		ウ	技能検定合格者（1級又は2級）造園（2級は合格後1年以上の実務経験が必要）

- ※1 同じ年度に土木建設部道路維持課及び都市基盤部公園緑地課が発注する「街路樹管理業務」、「公園樹木等年間管理業務」及び「公園環境整備業務」（以下「年間管理業務」という。）では、同一の者を管理技術者として届け出ることとはできない。年間管理業務の入札の落札決定の審査において、審査を受ける入札参加者が配置予定として届け出た管理技術者が、審査済みの年間管理業務の入札のそれと重複していた場合は、当該入札参加者は審査中の入札において「失格」となり落札者となれない。
- ※2 発注基準を変更して入札に付す場合は、入札参加者審査委員会の承認を得るものとする。

封入封緘業務委託に係る発注基準について

一般競争入札の参加に必要な条件

入札参加者	地区区分	市内・準市内・県内
	履行実績	5年以内 ^{※1} に完了した、官公庁（独立行政法人及び公社等含む。）発注の「封入封緘業務（印刷を含むこと）」で、元請として最終的な請負額〇〇万円 ^{※2} 以上の履行実績があること。
	資格等	ISMS（ISO27001：情報セキュリティマネジメントシステム）の認証取得又はプライバシーマークの付与を受けていること。

※1 当該入札の開札日が属する年度の、5年前の年度の4月1日以降とする。

※2 予定価格の半分の額（千円未満切り捨て）とする。ただし、予定価格が200万円未満の場合は、請負額の条件は設けず、予定価格が1,000万円以上の場合は、500万円とする。

※3 発注基準を変更して入札に付す場合は、入札参加者審査委員会の承認を得るものとする。